

各 位

会 社 名 株式会社マルゼン 代表者名 代表取締役社長 渡辺 恵一 (コード番号 5982 東証スタンダード市場) 問合せ先 専務取締役管理本部長 萬實 房男 (TEL, 03-5603-7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の当社第61回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	<削 除>
し提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連	
結計算書類に記載または表示をすべき事項	
に係る情報を、法務省令に定めるところに	
従いインターネットを利用する方法で開示	
<u>することにより、株主に対して提供したも</u>	
<u>のとみなすことができる。</u>	
<新 設>	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、
	電子提供措置を取るものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	<u> 法務省令で定めるものの全部または一部に</u>
	<u>ついて、議決権の基準日までに書面交付請</u>
	求した株主に対して交付する書面に記載し
	<u>ないことができる。</u>
	付 則
<新 設>	<u>第9条 2022年5月26日一部改訂</u>
<新 設>	第10条 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)の削除
	および変更後定款第15条 (電子提供措置
	等)の新設は、会社法の一部を改正する法
	律(令和元年法律第70号)附則第1条ただ
	し書きに規定する改正規定の施行の日であ
	<u> る2022年9月1日(以下「施行日」とい</u>
	う) から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ
	月以内の日を株主総会の日とする株主総会
	については、変更前定款第15条はなお効力
	を有する。
	3 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日ま
	たは前項の株主総会の日から3ヶ月を経過
	した日のいずれか遅い日後にこれを削除す

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年5月26日 (木) 2022年5月26日 (木)

る。

以上